

## 第 1 回専門委員会においていただいた御質問とそれに対する考え方

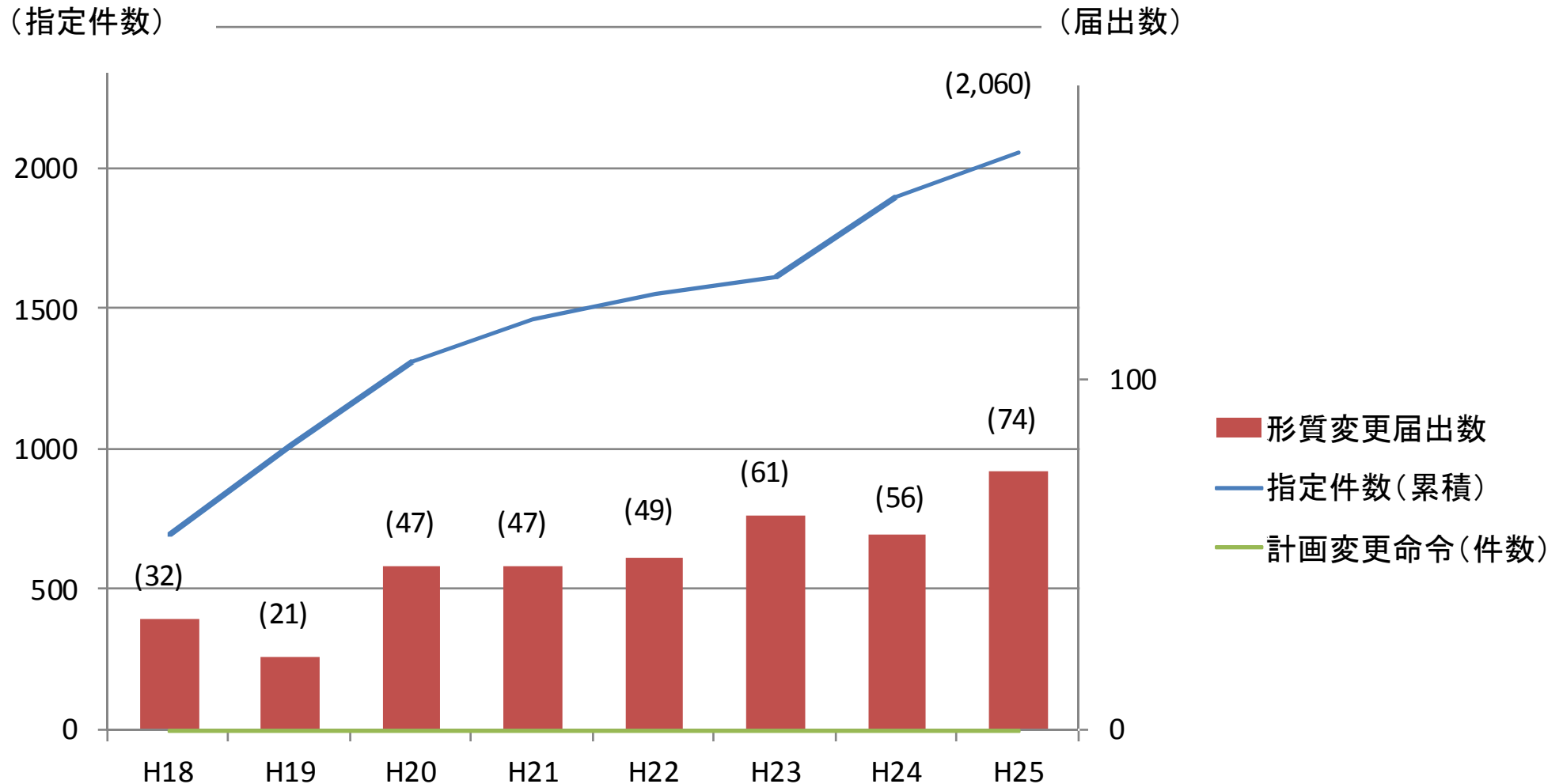
| 委員名  | 御質問の内容   | 考え方   |
|------|--|---|
| 中杉委員 | ○ 資料 3-1・6 頁にあるとおり、平成 16 年改正において土地の形質変更に係る措置が加わったとのことだが、その後それについての対応がどうなっているかデータを示してほしい。 | 産業廃棄物最終処分場の状況を、別添 1 に掲載させていただきます（産業廃棄物行政組織等調査報告書による）。   |
|      | ○ 資料 3-1・24 頁の優良認定事業者の件数につき、全体における割合を提示してほしい。また収運、処分等業態ごとの割合はどうか。                        | 別添 2 に掲載させていただきます。  |
|      | ○ 資料 3-1・62 頁の一廃の廃消火器の広域認定は、いわゆる POPs がらみの話なのか。  | 一般廃棄物の廃消火器については、廃消火器が危険性を有しており処理が困難であること、また、リサイクル手法が確立されていなかったこと等を踏まえて、平成 17 年 9 月に広域認定制度の一般廃棄物の対象品目として廃消火器を追加しました。<br>平成 18 年から各消火器メーカーが順次、認定を受け、また、平成 21 年にはメーカーが加盟する団体として認定を受け、廃消火器の広域処理が行われてきました。<br>その後、平成 21 年に PFOS が POPs 条約の規制対象物質に追加されたことを踏まえて、消火器メーカー団体において、平成 24 年 3 月に PFOS を含む廃消火器のリサイクルシステムを整備し、廃消火器のリサイクル処理を進めています。 |

| 委員名  | 御質問の内容   | 考え方   |
|------|--|---|
| 米谷委員 | ○ 資料 3-1・63 頁にあるように、H26 に広域認定により処理された建築部材が急増している。石膏ボード以外は利用が進んでいないと認識しているが、具体的には何か教えてほしい。    | 集計に誤りがあったため、修正版として別添 3 の資料に差し替えをさせていただきます。主な建築部材としては、例えば、木材及び木製品、プラスチック製品並びに窯業及び土石製品が広域認定の業者により回収されています。  |
| 永井委員 | ○ 最近 5 年間の倒産等の許可取り消し原因の状況、取り消しを受けた企業数についても教えてほしい。  | 現在調査中であり、調査終了後、別途、専門委員会において御報告をさせていただきます。   |
|      | ○ 資料 3-2・20 頁の機械選別の取扱いについてのスライドで、質問の文章の中には機械選別とあるが、一方、回答整理された文章の中では単に選別となっているのはなぜか。          | 「機械選別」を「選別」に統一し、修正版として別添 4 の資料に差し替えをさせていただきます。  |
|      | ○ 破碎機等の機械を設置すれば選別を許可する自治体と、いかなる場合であっても選別そのものを許可の対象としない自治体もあると聞いているが、このような状況について環境省はどのような認識か。 | 「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいい、都道府県等はこの考え方に照らして判断しています。<br>こうした処分業における「選別」の取扱いは、都道府県等により違いがあることから（施行状況調査結果）、今後、個別事例等の把握に努め、その取扱いについて検討していきたいと考えています。 |

| 委員名             | 御質問の内容  | 考え方   |
|-----------------|---|---|
| 永井委員（続き）        | <p>○ 資料 3-2・23 頁の再生利用促進について、いわゆる廃棄物を卒業する判断が自治体によって異なる場合がある。これについて環境省はどのような考えか。</p>    | <p>廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等が判断することが適切であると考えております。なお、バイオマス資源の焼却灰や建設汚泥処理物等に対する廃棄物処理法の適用に関しては、解釈の明確化を行っております。</p> |
|                 | <p>○ 資料 3-2・29 頁の流入抑制を行っている自治体の数と、流入抑制等を見直す意向の自治体について、その方向性を教えてほしい。</p>               | <p>別添 5 に掲載させていただきます。</p>   |
| 大塚委員長           | <p>○ 資料 3-1・42 頁の措置命令について、2000 年改正で追加された排出事業者に対する措置命令の規定（第 19 条の 6）が使われているか確認したい。</p> | <p>産業廃棄物行政組織等調査報告書によると、第 19 条の 6 に基づく措置命令は、平成 12 年度改正時～26 年度で活用されている実績はありません。</p>   |
| 見山委員<br>（メールにて） | <p>○ 最終処分場の逼迫の件に関し、最終処分場に持ち込まれているゴミの種別やトレンド、地域特性等がもしわかれば、教えてほしい。</p>                  | <p>別添 6 に掲載させていただきます。</p>   |

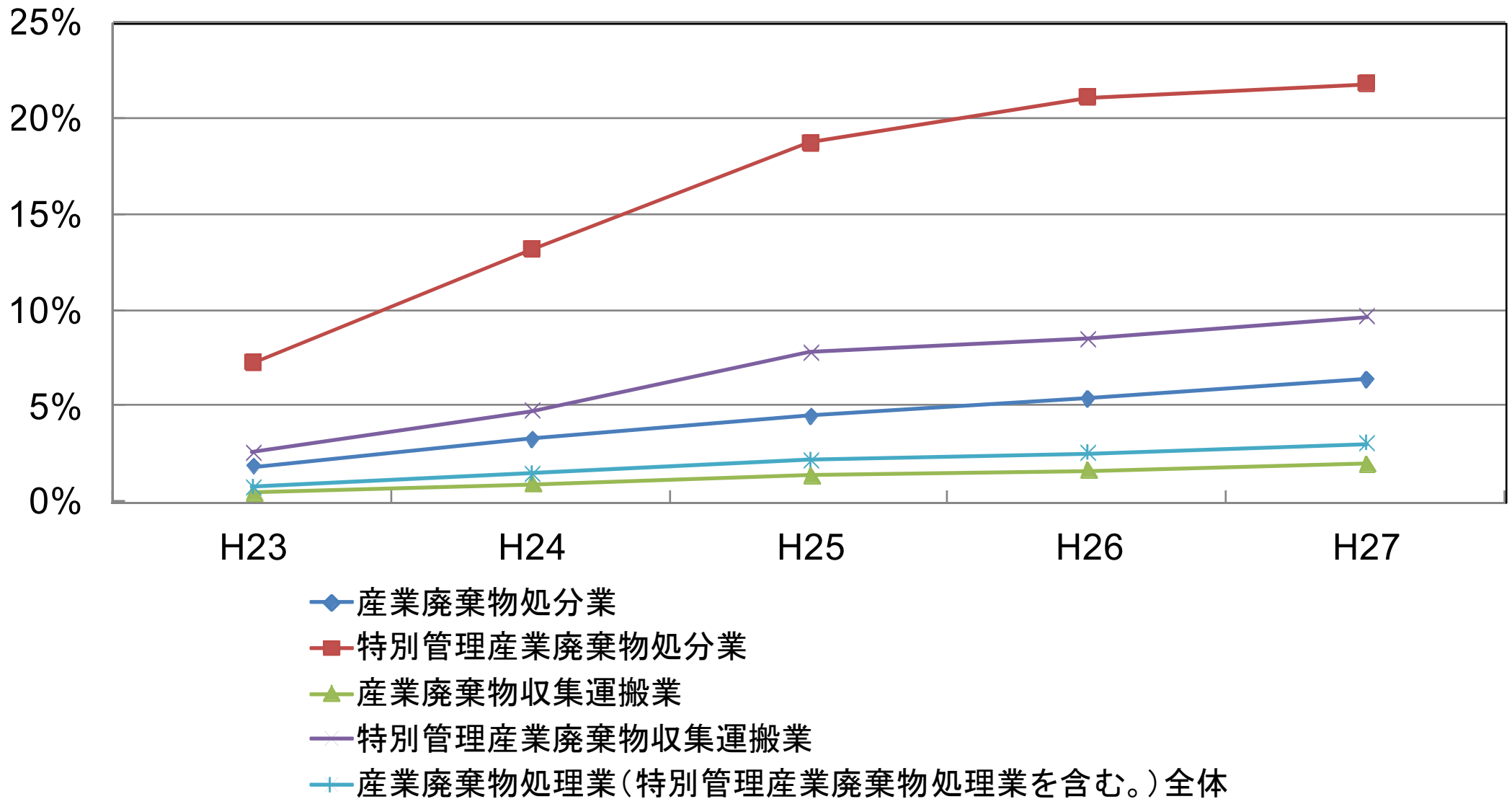
# 廃棄物が地下にある土地の形質変更

(産業廃棄物最終処分場)



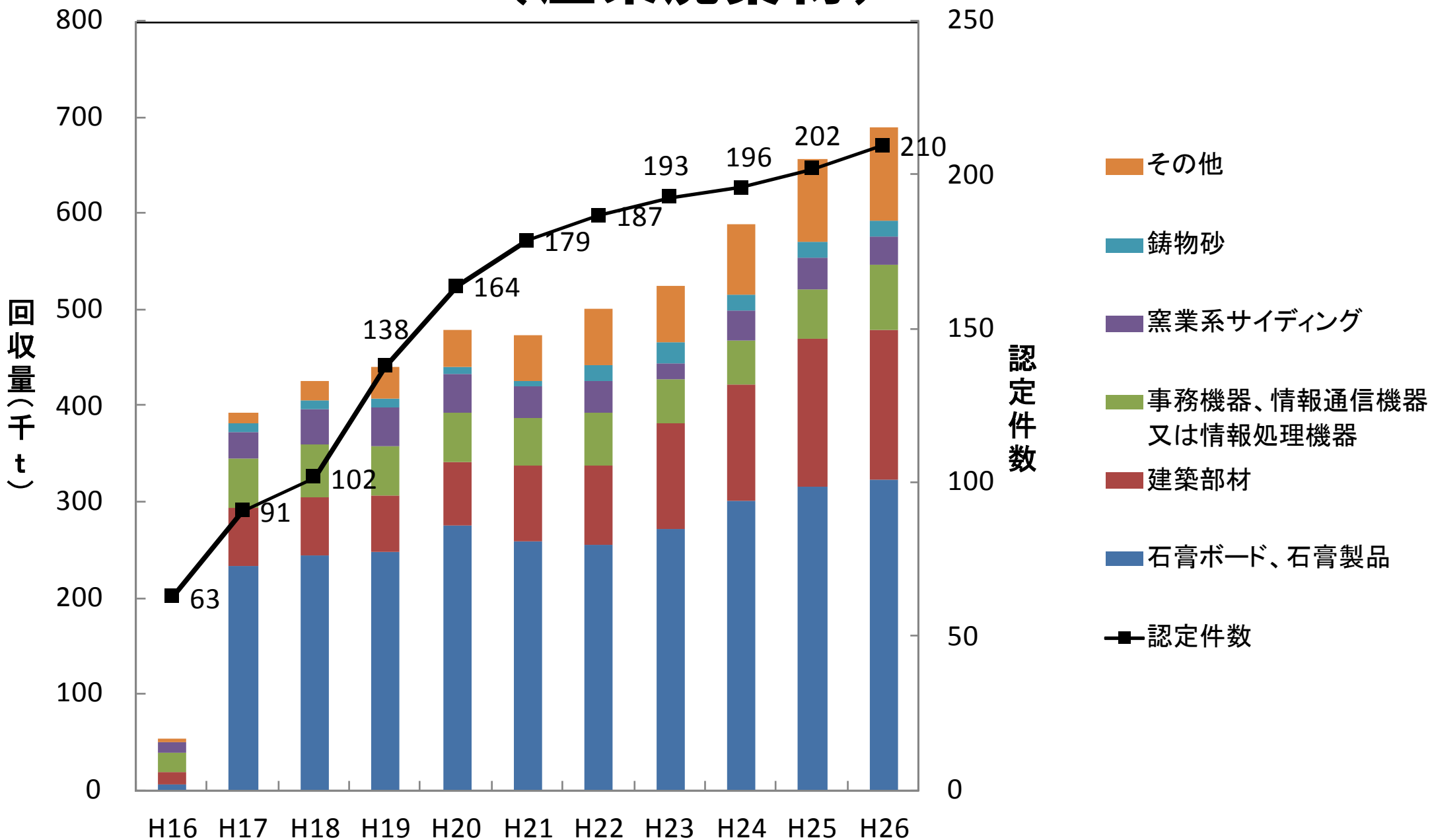
- 注) 1 形質変更の届出数は、各年度の届出数である。  
2 指定件数は累積である。  
3 計画変更命令は、これまで実績なし。

## 優良認定許可件数の全許可件数に対する割合



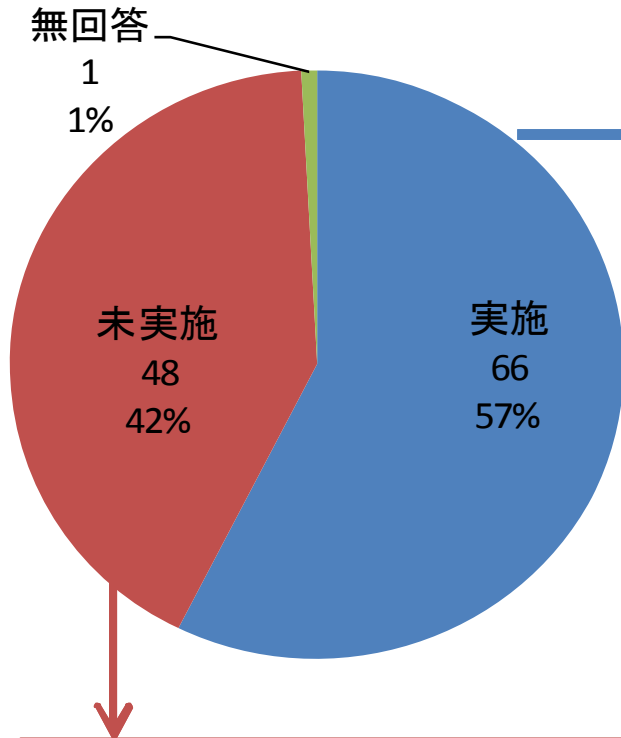
注：平成26年度及び平成27年度の全許可件数は未集計であるため、平成23～25年度の平均値を利用

# 広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (産業廃棄物)



## <選別の位置付けについて>

問 貴自治体における選別に係る処分業許可の状況についてお聞かせください。



### 【「選別」を許可されている主な廃棄物の種類】

#### ○建設混合廃棄物

⇒振動ふるい、風力選別等の機械により物理的に廃棄物を分別する行為について、「選別」の中間処理の許可等

#### ○飲料容器

#### ○廃プラスチック類(建設混合廃棄物、飲料容器を除く)

### 【相談を受けた場合の対応の例】

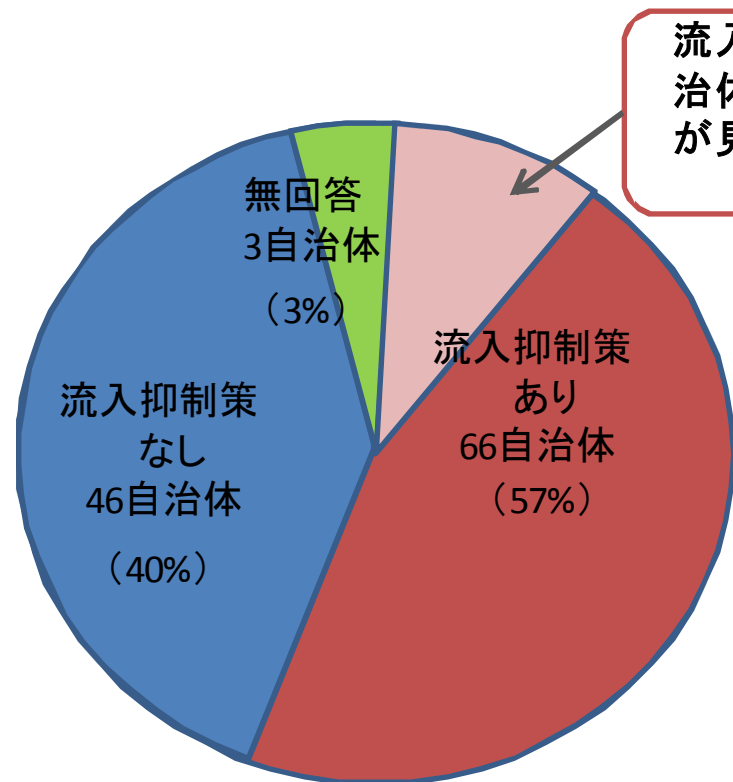
○選別のみでは「処分」行為を行っているとはみなせないことから、選別後の廃棄物について何らかの手段によって処分を行うよう指導。

○排出段階の分別の徹底を指導。

## <産業廃棄物の流入抑制策について>

問 貴都道府県市外から流入する廃棄物の抑制策について、今後の見直し予定の有無についてお聞かせ下さい。

※(公財)産業廃棄物処理事業振興財団による聴取結果から作成



流入抑制策がある66自治体のうち11自治体※が見直しの予定あり  
(平成27年末時点)

※11自治体の現状

- 抑制策緩和を実施済み(4自治体)
- 抑制策緩和を検討中(3自治体)
- 抑制策強化を実施済み(1自治体)
- 未定(3自治体)

### 【見直しの例】

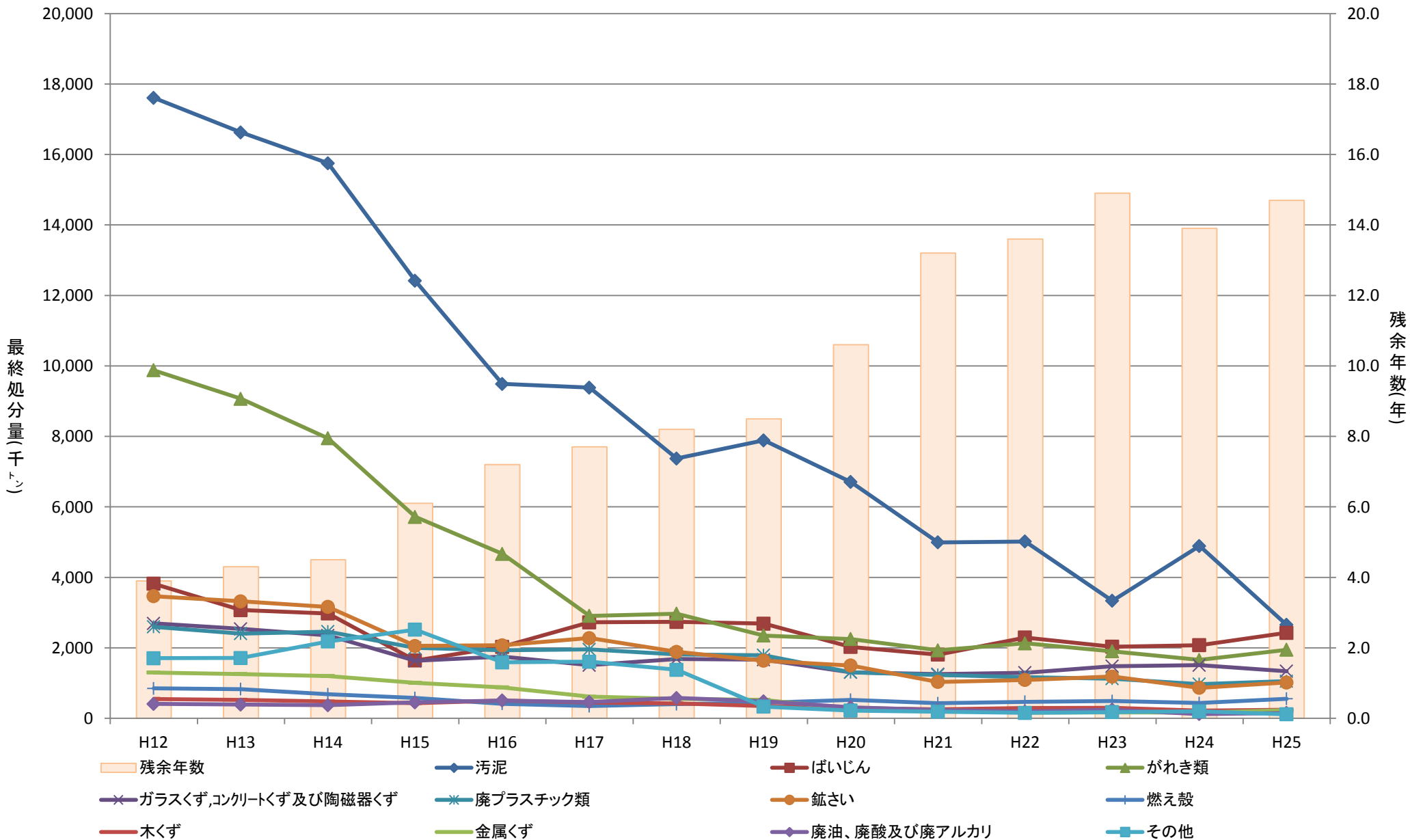
- 流入抑制策を廃止すること
- 優良業者が廃棄物を搬入する場合には、承認期間を延長すること、廃棄物の搬入量が1トン未満/年の場合に協議を不要とすること
- 協議済みの案件に変更があった場合(収集運搬業者の変更や搬入期間を30日程度延長する場合等)には、再協議を不要とすること
- 特別管理産業廃棄物のうち低濃度PCBを搬入する場合には、事前協議を不要とすること  
(国に認定されたPCB無害化処理施設がある)

等



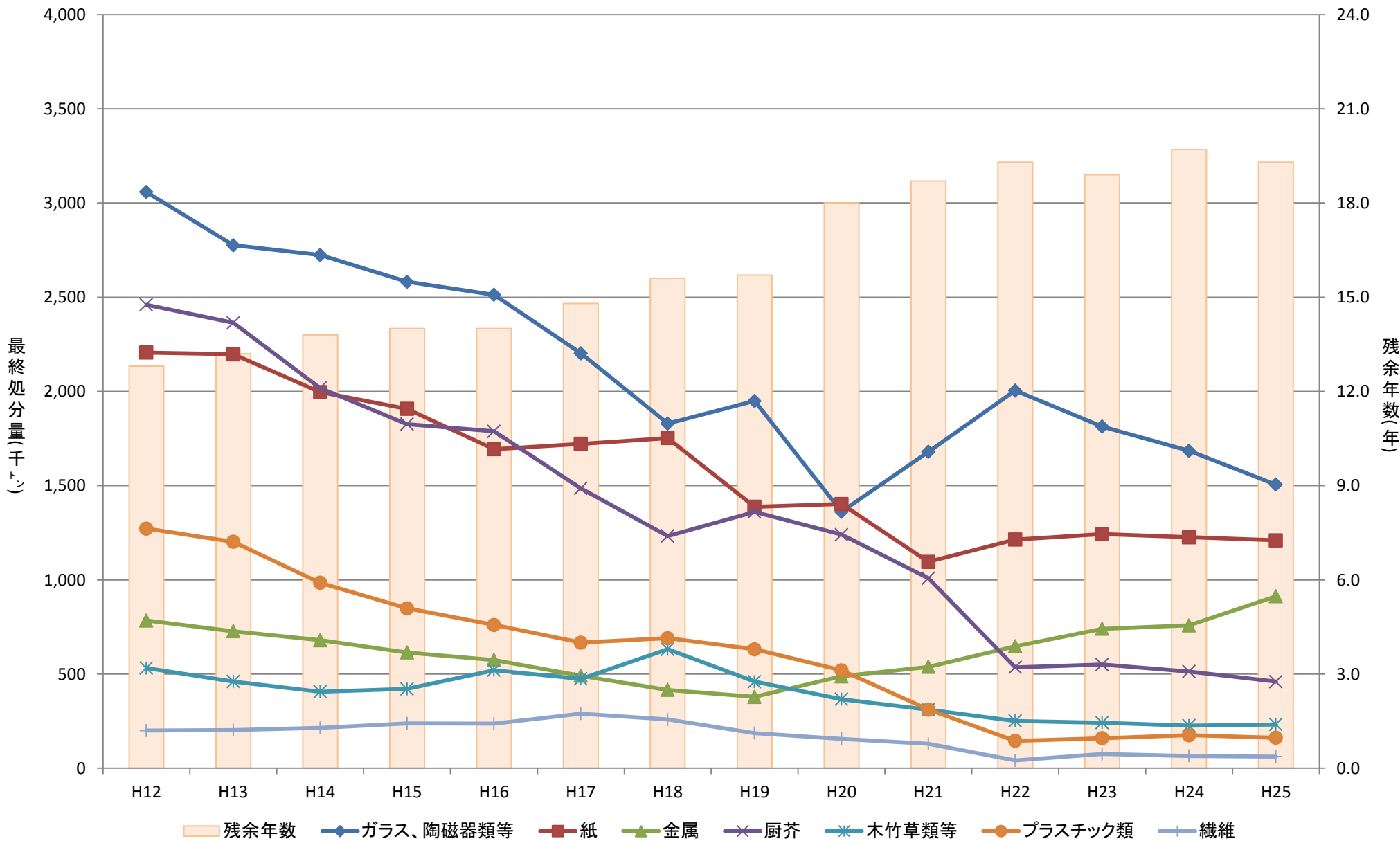
# 産業廃棄物の品目別最終処分量(推計)

※平成27年度産業廃棄物排出・処理状況調査(平成25年度実績)基礎データから作成



# 一般廃棄物の品目別最終処分量(推計)

※平成27年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書から作成



# 産業廃棄物の地域別・品目別最終処分量(平成25年度)

※平成27年度産業廃棄物排出・処理状況調査(平成25年度実績)基礎データから作成

